

CDM事業展開への支援策の提案

1. CDMプロジェクトの開発	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト参加者がCDMプロジェクトを開発する CDMプロジェクトには様々な条件や留意事項があるため、それらをプロジェクト計画段階から考慮する 必要事項を含むプロジェクト設計書(PDD)を作成する
2. 投資国・ホスト国による承認	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト参加者がCDMプロジェクトとして実施を希望するプロジェクトに関して投資国・ホスト国それぞれの指定国家機関(DNA)からの承認を書面により得る プロジェクト参加者は、承認プロセスについてホスト国・投資国それぞれに確認する 投資国としての日本の具体的な手続は既に決定済みである
3. CDMプロジェクトの有効化審査及び登録	<ul style="list-style-type: none"> 有効化審査(validation)は、プロジェクト参加者が選んだDOEが、PDD記載内容がCDMの要件に照らして適格かどうかを評価する独立した審査手続である 有効化審査に合格するためには、プロジェクト参加者はEB承認済みの方法論を用いなければならない。提案プロジェクトに適用できる承認方法論がない場合には、新方法論を提案し、EBから承認を得る必要がある 登録とは、有効化審査を経たプロジェクトのCDMプロジェクトとしての正式な承認である
4. CDMプロジェクトのモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト参加者はプロジェクトを実施し、PDDに記載されているモニタリング計画にしたがって、GHG排出削減量の計算に必要な適正なモニタリングを行う
5. CERの検証、認証、発行	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト参加者は、モニタリング活動の結果に基づき、CDMプロジェクト活動のモニタリングの結果と排出削減量の計算結果をDOEに報告する 検証は、モニタリングの行われたGHG排出削減量について定期的に行う独立した審査・評価である。 DOEはモニタリング結果及び排出削減量の計算結果を検証する(verification) DOEは検証結果に基づいて排出削減量を認証する(certification) EBは、検証されたGHG排出削減量に等しいCERを発行する
6. CERの分配	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動の悪影響に脆弱な開発途上締約国の適応策支援のために、発行されたCERの2%分が差し引かれる(途上国適応支援収益分担金) CDMの運用経費に充当するために、CER発行量に応じた金額が徴収される(事務経費充当用収益分担金) 上記収益分担金を差し引かれた残りのCERがプロジェクト参加者間で分配される

段階	主な内容	主な公的支援制度	下水道分野の課題
案件発掘	<ul style="list-style-type: none"> 可能性のある案件情報を収集 事業者独自に活動(自社海外拠点や関係するネットワークを活用) 	-	<ul style="list-style-type: none"> 日本の下水道新技術の適用検討に対する情報提供
スクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> CDMとしての可能性を調査 事業者独自のノウハウや技術的蓄積を活用 	-	
事業性調査(FS)	<ul style="list-style-type: none"> CDM事業としての実現可能性を調査(GHG削減量評価、基本設計等) 有効化審査を目指したPDD等の作成 	NEDO, GEC	<ul style="list-style-type: none"> 下水道分野のCDM事業は承認実績が無いため、新しい方法論を提案するための既存の方法論の改良等の技術的な検討を追加して行う必要がある。
プロジェクト設計書(PDD)の作成	<ul style="list-style-type: none"> 方法論の適用 方法論が無い場合は、関係説明資料作成、新規方法論の作成または既存のものへの改正、CDM理事会への提出及びCDM理事会とのやりとり 		
事業化詳細検討	<ul style="list-style-type: none"> 事業会社設立準備 現地カウンターパートと交渉 	-	
事業化	<ul style="list-style-type: none"> 現地に合わせた手続き実施 工事実施 	NEDO	<ul style="list-style-type: none"> 性能発揮・モニタリングに対する支援

具体的な支援策の提案

既存の方法論の改良による新たな方法論の提案等、以降の同様の分野におけるCDM事業化の促進につながるものについては、国がモデル事業的な支援を実施。

- 具体的な支援内容
- ・FS調査等に対する技術的、財政的支援。
 - ・PDDのブラッシュアップ等を支援。
- (PDDに関する経験のある者を招へいすること等を検討)

出所:「CDM/JI 事業調査 事業実施マニュアル2007,環境省」

- 主な用語
- CER(Certified Emission Reduction): 認証された排出削減量(CDMのクレジット)
 - DNA(Designated National Authority): 指定国家機関
 - GEC(Global Environment Centre Foundation): 財団法人地球環境センター
 - GHG(Greenhouse Gas): 温室効果ガス
 - PDD(Project Design Document): プロジェクト設計書